

議案第 34号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立童謡館）について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立童謡館
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市西町三丁目 2 0 2 番地
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
理事長 神 戸 直 樹
- 3 指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 理 由 童謡館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指定管理者として指定しようとするものである。